

## 九州鉄道記念病院 面会運用規程

### 1. 目的

本規程は、入院中の患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るとともに、院内感染防止及び安全管理の観点から、面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものとする。

### 2. 面会者

家族、親族、患者が希望する者等

#### 〈用語の定義〉

本規定における「面会者」とは、患者の面会を目的として来院する家族、親族その他病院が認めた者をいう。また「利用者」とは、患者、面会者、外部業者その他院内に立ち入る関係者を含むものとする。

### 3. 手続き

面会者は各病棟スタッフステーション前にて「病棟面会簿」に必要事項を記入し、職員へ申し出るものとする。

### 4. 面会時間

13:00～19:00（曜日等問わず）

ただし、診療上の都合により面会を制限する場合がある。また、病状説明や急変時等については、この限りではない。

### 5. 面会場所

病棟内（病室内、デイルーム）

やむを得ず病棟を離れる際は、病棟責任者（または代行者）の許可を得ること。

病院外へ出る際は、別途主治医の許可が必要。

### 6. 遵守事項

- 1) 入退室時の手指消毒およびマスクの着用
- 2) 面会中の飲食は原則禁止
- 3) 患者への飲食物の持ち込みは禁止とする。ただし、主治医の許可がある場合を除く。
- 4) 他の利用者・スタッフの迷惑となる大声での会話や暴言、暴力、ハラスメント等の禁止

## 7. 面会の禁止・制限

- 1) 風邪症状、嘔吐・下痢症状又は発熱のある方
- 2) 酒気を帯びている方
- 3) 市中での感染症の流行や院内感染発生時
- 4) その他、災害、医療安全上又は病院運営上の理由により、病院長が必要と認めた場合

## 8. 緊急時の対応

非常災害時や緊急事態が発生した場合は、速やかに職員の指示に従い、避難または待機するものとする。

## 9. 規程の見直し

本規程は、社会情勢、感染症流行状況、院内の運用状況等を踏まえ、少なくとも年1回以上、定期的に見直しを行う。

## 付則

この規程は、2026年6月1日から施行する。